

国立音楽大学学則細則

改正 2020年3月6日

1. 学則第2条第2項細則 在学期間

在学期間は8年を超えることはできない。ただし、年度途中で8年を超えるときは、その年度末まで在学できるものとする。

2. 学則第5条細則 履修登録時期 ・・・教務課・・・

9月より就学または復学する場合には、履修登録を9月初めに行うものとする。

3. 学則第16条細則 誓約書について

(1) 誓約書の提出

入学を許可された者は保証人連署による誓約を行い、所定の誓約書を提出する。

(2) 誓約文は次のとおりとする。

国立音楽大学学生として学則、諸規程に従い、学業に精励し、学生としての本分を守ることを誓います。

(3) 保証人

保証人は父母又はこれに準ずる者。

(4) 保証人の責任

保証人は学生の身上につき、一切の責任を負う。

(5) 保証人の変更届

保証人に変更があったとき、及び住所に変更があったときは、直ちに学生支援課に届け出る。

4. 学則第18条細則 ・・・教務課・・・

(1) 休学の願出

①学則第18条により休学（継続4ヶ月以上）しようとするときは、保証人の連署をもって所定の「休学願」を提出しなければならない。

②病気による休学を願い出る場合は医師の診断書を添付しなければならない。

③「休学願」は当該年度のみ有効とし、特別の理由のある場合は1年を限度として期間の延長を認めることがある。但し、その場合は再度願い出なければならない。

④休学者は就学しようとする期日の1ヶ月前までに「就学届」を提出しなければならない。但し、休学の理由が病気であった場合は医師の診断書を添付しなければならない。

(2) 休学期間の学費

休学期間の授業履修費・維持運営費は免除するがその他の学費は納入しなければならない。但し免除期間は休学許可日の翌月から就学日の前月までとする。また、免除額は年額を月額に換算（1円未満切捨）し、4月1日から3月31日までの年間休学の場合は、年額を免除する。

5. 学則第20・22条細則 ・・・ 教務課 ・・・

(1) 退学の願出

- ① 学則第20条により退学しようとするときは、保証人の連署をもって所定の「退学願」を提出しなければならない。
- ② 「退学願」は、退学までに納めなければならない学費が納入されていないときは、これを受理しない。

(2) 復学の願出

復学を希望するときは、保証人連署のうえ「復学願」を提出しなければならない。

(3) 復学の許可

- ① 復学は4月又は9月に許可する。
- ② 退学後又は除籍後満1ヶ年以内に復学を希望するときは、教授会の承認を得た上で、学長がこれを許可する。
- ③ 退学後又は除籍後満1ヶ年を経過してから満3ヶ年以内に復学を希望するときは、試験を行ったうえで教授会の承認を得て、学長がこれを許可する。
- ④ 退学後又は除籍後3ヶ年を経過してから復学を希望するときは、原則としてこれを許可しない。
- ⑤ 復学を出願する者は、所定の費用を経理課に納入しなければならない。
- ⑥ 復学を許可された者の学費は、復学した当該年度のものとする。但し、入学金は除くものとする。

6. 学則第24条細則 ・・・ 教務課 ・・・

(1) 転科の願出

学則第24条により転科を希望する者は、所定の費用を添えて「転科願」を提出しなければならない。

(2) 転科の許可

転科の願出があったときは、学年末試験の時期に限り試験を行ってこれを許可する。

7. 学則第32条細則 ・・・ 教務課 ・・・

学則第32条を準用し、高等学校の生徒を「特別聴講学生」として、本学の授業科目の履修を認め、試験に合格した科目については、入学後の単位として認定することができる。

8. 学則第33条細則 学費の納入について ・・・ 経理課 ・・・

(1) 学費の分納

学費は前期（4月）と後期（10月）の2回分納とする。

(2) 経済的な理由による学費の延納

経済的な事情により期日までに学費の完納が困難な場合は、所定の延期願を納入期限内に経理課へ提出し、許可を得なければならない。

(3) やむを得ない事情による学費の延納

真にやむを得ない事情があり、学長が認めた場合、所定の延納願を経理課へ提出することにより学費の延納を認める。

(4) 学費の滞納

- ① 学費を2ヶ月以上滞納の者には諸証明書の発行を停止し、登校を停止することがある。
- ② 学費の滞納による除籍処分（学則第21条の3）の対象となる期間は3ヶ月とする。
- ③ 無届のまま学費を滞納している場合は定期試験を受けることができない。
- ④ 所定の学費を完納しなければ卒業することができない。

9. 学則第48条細則 学外演奏について ・・・ 演奏芸術センター事務室 ・・・

学外演奏許可願

学則第48条により、学外において演奏をするときは、担当教員の承諾を得て「学外演奏許可願書」を演奏芸術センター事務室に演奏日2週間前迄に提出し、演奏芸術センター会議及び学長の許可を得なければならない。但し、原則として第1学年次は許可されない。

附 則

1 この細則は、平成13年11月26日から施行する。

(中途省略)

附 則

1 この細則は、2020年4月1日から施行する。

2 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。